

前高特ガイド NO.1

～受検を考えている生徒さんと保護者、先生方へ～



特別支援学校高等部への進学を検討している家庭や学校関係者へ！

特別支援学校高等部進学を考えている（高等学校進学に不安がある）関係者に向けて、特別支援学校の概要や特徴（教育内容）について、紹介します。

○特別支援学校とは・・・

学校教育法72条によると、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」とあります。要約すると、生徒の実態（障害特性）に合わせた環境を整備し、個々の習熟度に応じた学習活動を通して、**生徒の主体的な活動（自立）の確立を目的**とする学校です。

つまり、障害特性に対する配慮を除けば、小中学校、高等学校と変わりありません。



○特別支援学校の種別

文部科学省による障害種は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）となっており、それぞれの学校への進学は、原則として障害の証明（障害者手帳等）が必要です。

本校（前高特）の障害種は「**知的障害**」ですので、受検には**療育手帳が必要**になります。



○特別支援学校高等部と高等学校の違い・・・

特別支援学校高等部と高等学校の違いは**教育課程**です。知的障害を対象とする高等部では、**特別支援学校（知的障害を伴う）学習指導要領**により学習が行われます。高等学校は、**高等学校学習指導要領**により学習が行われ、指導要領に定められた学習の74単位以上を取得することで卒業が認められます。

特別支援学校は、障害により様々な教育課程がありますが、どの課程を卒業しても、「特別支援学校高等部卒業」になり、高等学校を卒業したことを意味する「高卒」にはなりません。



群馬県立前橋高等特別支援学校 〒370-3573 前橋市青梨子町233-1
TEL:027-255-1516 （担当 教務主任：本間 章）

